

各保健所設置市薬務主管課長 殿

保健医療介護部薬務課長
(監 視 係)

電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う薬局における
薬剤交付支援事業について

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課から事務連絡があったところです。
本支援事業の実施団体は都道府県薬剤師会であり、薬局は、所在地の各都道府県薬剤師会
が実施する事業において必要な手続等を行うこととされており、当県では公益社団法人福岡
県薬剤師会において実施されます。

つきましては下記について、貴市の所管する公益社団法人福岡県薬剤師会会員以外の薬局
に周知方よろしくお願いいたします。

記

1 手続き方法

具体的な手続き方法については今後、公益社団法人福岡県薬剤師会のホームページ
(https://www.fpa.or.jp/member/_2212.html) に掲載予定なので、それに従って手続きを行
うこと。

2 補助額

補助額は、実施要綱の定める範囲に基づき、以下の通りとする。

なお、最終的な薬局での負担額を上回る額の請求は認められず、請求額には振込手数料、
代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は含まない。

処方箋の備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されている場合	薬剤の配送に要した費用の全額
処方箋の備考欄に「0410 対応」と記 載されている場合	薬剤の配送に要した費用のうち、 <u>200 円</u> を 差し引いた額

「薬剤の配送に要した費用」は、以下の通りとする。

○薬局の従事者が患者宅等に届けた場合：

交通費等の実費額相当として、距離を問わず、300 円/1 件とする。

宿泊療養施設に対し複数人分を同時に届けた場合も「1 件」と考える。

○配送業者を利用した場合：配送料

事務連絡
令和2年4月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う薬局における
薬剤交付支援事業について

電話や情報通信機器による服薬指導等については、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。）に従って実施されているところですが、本日成立した令和2年度補正予算において「薬局における薬剤交付支援事業」（以下「支援事業」という。）を下記のとおり実施することとしましたので、御了知の上、貴管下の薬局・関係団体に周知していただくようお願いします。

記

1. 事業実施団体

支援事業の実施団体は都道府県薬剤師会であり、薬局は、所在地の各都道府県薬剤師会が実施する事業において必要な手続等を行うこと。

2. 支援の対象

支援の対象は、以下の事務連絡の取扱いに従って実施された電話や情報通信機器による服薬指導等に伴い発生した患者宅等への薬剤の配送料、薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費であること。

- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- ・新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。）
- ・歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）

3. 事業内容

支援事業においては、以下の事項を実施することとするが、電話や情報通信機器による服薬指導等を実施する薬局においては、今後、各都道府県薬剤師会のホームページ等で示される必要な手続や報告のための様式等に従い申請等を行うこと。

(1) 配送料等の支援

配送料等の支援は、令和2年度薬局における薬剤交付支援事業実施要綱等に基づき実施されるものであること。なお、支援の対象は、処方箋発行日にかかわらず、本日以降に行った薬剤の配送等に係る費用であること。

(2) 電話や情報通信機器による服薬指導等の検証のために必要な情報の報告

本事業において、薬局における電話や情報通信機器による服薬指導等の実施状況を定期的に把握し、4月10日事務連絡の「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」に基づき実施される検証のために必要な情報を収集するため、薬局においては、上記(1)の配送料等の支援の申請時に、請求しないものも含め、電話や情報通信機器による服薬指導を実施した内容について各都道府県薬剤師会に報告すること。なお、報告で用いる様式については、各都道府県薬剤師会において示すこととしているが、別添の様式を想定していること。

(参考) 4月10日事務連絡（抜粋）

5. 本事務連絡による対応期間内の検証

本事務連絡による対応は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下に鑑みた時限的な対応であることから、その期間は、感染が収束するまでの間とし、原則として3か月ごとに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、本事務連絡による医療機関及び薬局における対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から改善のために検証を行うこととする。その際、各都道府県においては、各都道府県単位で設置された新型コロナウイルス感染症に係る対策協議会等において、上記1(5)に基づき報告された実施状況も踏まえ、本事務連絡による対応の実績や地域との連携状況についての評価を行うこと。なお、評価に当たっては、医務主管課及び薬務主管課等の関係部署が連携しながら対応すること。

